

〈詳細表〉(平成19年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況
① 概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		
民間企業 (1.8%)	15,678	7,331,414	30,047	1,248	45,718	196	107,158.0	11,995.5	1.46	0.02
	(13,760)	(6,916,486)	(28,089)	(1,078)	(42,158)	(84)	(99,456.0)	(10,596)	(1.44)	(0.04)
特殊法人等 (2.1%)	76	306,365	1,442	145	3,197	30	6,241.0	1,841	2.04	0.55
	(77)	(306,064)	(1085)	(91)	(2310)	(8)	(4,575.0)	(531)	(1.49)	(▲ 0.01)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②障害部位別雇用状況

区分	①障害者の 数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度 身体障 害者	B. 重度 以外の 身体障 害者	C. 重度 身体障 害者で ある短 時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 重度 知的障 害者	B. 重度 以外の 知的障 害者	C. 重度 知的障 害者で ある短 時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 精神 障害者	B. 精神 障害者 である 短時間 労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち 新規雇 用分
民間企業 (1.8%)	107,158.0	27,484	37,232	962	93,162	9,587	2,563	7,300	286	12,712	1,892	1186	196	1284.0	516.5
	(99,456)	(25,790)	(35,066)	(805)	(87,451)	(8,702)	(2,299)	(6,603)	(273)	(11,474)	(1,713)	(489)	(84)	(531.0)	(181.0)
特殊法人等 (2.1%)	6,241.0	1,367	2,555	143	5,432	1,379	75	312	2	464	281	330	30	345.0	179.0
	(4,575)	(1,050)	(2,051)	(91)	(4,242)	(302)	(35)	(147)	(0)	(217)	(209)	(112)	(8)	(116.0)	(20.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②D、③D、④Cの計である。
2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3 ④B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
4 ②③のA.B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のC欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5 ②③E欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。